

Title	和蘭に於ける労働者運動 (其一)
Sub Title	
Author	大矢知, 昇
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.719(93)- 729(103)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寛治三年十月十日になり

陸奥前司義家事被定委不聞追可尋歟(前書)

とこれによれば亂後一年にして事件の眞想は京都に不明との意であるが、それも國司としての義家に不正のあつたことを意味するか充分の研究を要する所である。寛治元年十月義家は清原氏追討の國解を進じた計りであるにすぎず翌年正月には藤原基家は陸奥國司に任せられてゐる。國司として義家は事務引繼のいとまもない中に基家任じた事とは不思議であると思へ、藏原宗忠はこの事件につき蓋有故領とかいてゐる、義家は疑問の人であつたのである。永長元年十二月になり宗忠の記事中左記の記事は。

砂金藏入所先例下給而近日金不候云々如何、

仰云前陸奥守義家朝臣砂金未進云々

翌二年三月二日二十五日の條に

前陸奥守義家合戦之間不貢金、

これ後三年役の後九年以後の記事である。さき

に義家の未功課なるに次の國司の任命ありたるを怪しみ、師通記は義家の奥州に於ける舉動に絶えず不思議を抱いてゐる點を綜合して考へて見ても義家の貢金せざることは疑の餘地あると思ふ。武將たる義家に世人は眩惑されてゐるけれども經濟史上よりこの亂を見る時は却つて興あると思ふ。否戦争話も必要であらうけれども歴史の眞の意味よりよくは後者にあると思ふ。前九年役なる名稱も不當であり、後三年役についての年月にも誤りあるけれども今は之れを略する。前九後三年兩方を混同してかいたのは經濟史上よりは區別の必要はないからである。奥州藤原氏のことをつけ加へたのは土地制について藤原の方材料多いのと、清原時代と藤原時代に土地制に變化に大差ないからである。源頼朝が奥州征伐をした理由の一面も奥州の富源と云ふことに注意せねばならぬ

和蘭に於ける労働者運動(其一)

大矢知昇

本篇は和蘭經濟學者として名を馳せしCharlotte A. van Manen氏が「シエモラー」教授の主宰せる Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung u. Volkswirtschaft in Deutschen Reichesに於ける論文 Zum Stande der niederländische Arbeitsbewegungの大意を譯出せしものなり。

第一節 労働組合

一、歴史、統一的特徴を缺ける和蘭労働組合の發達に就きて見るに十九世紀の前半期に於いては社會的政治的運動の労働者に與へし影響の見るべきものなく、越えて一八七〇年頃に至りて始めて微弱なる團體的精神の萌芽を見るに至りたるが、こは政治上の事變によりて更に長足の進歩を爲したり。加ふるに世界に共通なる思想も此精神の萌芽と共に影の體に伴ふが如く起る

に至れり。只和蘭労働者運動には其初期に當りて階級争闘なる觀念は毫も認むること能はざりしなり。次で一八七二年の會議の結了後始めて小同業組合(労働組合)の成立を見たり。かくて一八七〇年以後は労働組合の數は漸次増加せしが、而かも專制的精神は依然として團體を支配し、其事務に關しても企業家、労働者共に其れに加れり。當時旭日東天の勢を以つて發展しつゝありし自由主義的組合は甚だ労働者に同情を有せしかば共同團體、労働者住宅の改良、銀行制度等に關して種々の建言を呈せり。されど企業家(Die Herren)の勢力は未だ完全に自立する能はざる此運動に一大痛棒を與ふるに至れり。要之該運動の歴史は労働階級の歴史と云ふこと能はず。寧ろ各個人の歴史と云ふを可とせん。如此は同國が經濟状態に於いて幼稚なるが爲めに組合を組織すること能はざりしも、而かも有力なる人物は次で輩出するに至れり。

二、自由主義的組合、印刷業者は獨乙の同業者に見たるが如く、最初に善良なる組織を形成し更に相集りて國家的組合を組織するに至りしなり。次は煙草労働者、家具指物師、船具指物師の組合踵を次で起れり。其目的とする所は勞銀の高下を争ふが如き口腹の問題にあらずして、世人の尊敬を得んとするにありしなり、而して其歩調は漸次鞏固となり、斯くて一八七一年に全和蘭労働組合(Der Algemeene Ned. Werklieden Verbond)なる比較的大なる地方的團體の創設を見るに至れり。而して其主義主張は極端に馳せずして、其目的とする所は食料品の輸入關稅撤廢、收入及財産に比例する租稅の賦課、労働者保護法、國民教育、労働會議所、普通選舉等にして、是れによりて労働者階級其者の生活狀態の向上を計らんとせるなり。尙是等の労働者は政治上に於いては同一權力を有し差別を許さず、Hudig 氏の説く所によれば労働組合 (Die

Werklieden Verbond) は當時時めける自由黨の指導の下に常に隸屬せりと云ふ。一九〇三年迄は此組合は中立的態度を持したりしが遂には自由民主主義的の見解を有するとして知らるゝに至れり。然れども未だ自由民主黨と政治的に結合することなかりき。但此組合も其目的の多岐多様なりし爲め、これが維持の困難になり、直ちに短日月の間に崩潰の不幸に遭遇せり。

三、カルビン新教組合、一八七六年 "Verenigd Patrimonium" なる組合組織せらるゝや、懺悔派も此運動に加れり、而して是れが目的とする所は労働者の連合によりて社會に基督教の根柢を深くし、且つ國立圖書館の設立、手工業者の教育、保護基金の設立、日曜休日制度の設立等にして其思想は「カルビン」の教より其萌芽を發せしものなりとす。而して一九〇一年に至りて個々分離せる基督教の労働組合を合して基督教労働事務局 (Christelyke Arbeidssecretariaat) の

設立を見たり、其主なる任務を以て勞銀の増加にありとなせり。

四、社會民主的組合、一七七八年に社會民主的組合なる一小團體に發生せり、そは (Gatherer Programm) と名づけらる、其初期に於いては勢力頗る薄弱なりしと雖も「ルーソー派」の牧師 Donela Nieuwenhuis の下に於いて勢力を増加して溫和なる労働組合 (Werklieden) 及一種の宗教的組合たる "Patrimonium" と對立して當時の天下を三分して、以つて覇を一方に稱へたり。労働上の争闘は屢見し所なるも、そは組織的に實行せられしものにあらず、又は其結果の良好ならざりしは屢知る所たり。尙は和蘭社會民主的組合は其目的を議會主義となせり。斯くて Do. meta Nieuwenhuis は二回議會に選舉せられたり。其後一八九七年に第二の社會主義者は議會に送られたり、一九一二年に於いては其數七人に達せり。

五、無政府的組合、社會民主的組合の内部に於いては無政府主義は漸次力を得て遂に内訌を惹起し一八九四年には全く分離するに至りて此處に「マルクス主義」を奉ずる組合の設立を見るに至れり。同組合には知名の士多かりき。尙社會民主的組合が根柢とせるものに Bestuursbonden あり、こは地方的組合の聯合にして一九〇六年には此組合發達の結果、中央集權的な和蘭労働組合の設立を完成せしめたり。

六、舊教組合、一八八八年二三の同主義の組合の設立を見たり。而して「ツエンテ」に於ける織物労働者より成る舊教的組合 "De E. E. E." の如きは多數の新教信者を含めり。其後此組合は其勢力を増し、殊に最近に於いて強大なる進歩を遂げ今や新舊兩教を合して一の國民的組合を組織せり。そは即一九一二年に設立の運に至りたる基督教全國聯合組合也。然れども一九一二年に於ける舊教の禁令は新教信者をして此組合を

離脱せしむるの止むを得ざるに至らしめたり。
 七、和蘭革新主義的組合、分裂の勢は今尙熾なり、即「カルビン新教」なる「Patrimonium」組合以外に第二次基督教の組合なる基督教の國民労働者組合 (Der christelyk Nationale Werkmansbond) は一八九〇年に其設立を見たり。其組合の目的とする所は政治的社會的の活動を捨て、一意専心基金補給制度によりて労働者の力の増加を計らんとするものなり。於茲「パトリモニウム」組合は再び其勢力の失墜を見るに至りたり。此革新主義的組合と革新カルビン新教々會組合との反目益大となりて兩者の懸隔は著しくなれり、此組合員は目下和蘭革新寺院より成れり。
 八、ルーテル新教的組合、最近に於て「和蘭新教的労働組合」なるもの、現出を見るに至れり。
 九、其他の諸團體、上述の諸團體の外に幾多獨立せる労働組合あるも皆多少其維持に困難を

世(社會民主々義)組合」以外に中立、非社會民主的組合、親睦的組合、カルビン組合、國民基督教、舊教、舊教新教の混合體、新教、獨立無政府同業組合、同業組合、労働秘書局及主なる組合に合併せしむる事頗る困難なる二三の同業組合聯合會等の數種なり。此各組合は各自非常に多數なる分課的組織、年報、報告所、補給基金、通信部等なかり。然れども此分課は組合の勢力をそぐ事大なれば爲めに成功を齎すこと困難なり。其れ若し吾人にして、此組合の九割五分が無力なる事を知らば自ら失望の念の涌くを制せんとして制する能はず」と是れ同國の労働組合の眞狀を語るものか。
 十一、企業家聯合、企業家に於いても労働者に見たるが如き傾向著しく、即政治上の意見、信仰上の相違に従つて相分離し、相互自立せり。而して一九〇九年に於いて一三四の組合の設立を見たるものなり。又實際の争闘を目的とする

感じつゝある状態にあり。
 十、國民協會、地方的 Bestuursbonden の外に七個の國民的組合あり。
 一、和蘭労働秘書局(無政府主義)
 二、和蘭労働組合聯合會(社會民主主義)
 三、基督教労働秘書局(カルビン新教組合)其名稱のみ存するに過ぎず。
 四、中央労働組合(舊教)
 五、基督教全國労働組合(舊教及新教の混合)
 六、運輸業労働者の全國聯合(こは一九〇六年に於ける英國會議の結了後設立の運に至りしなり)(中立派)
 七、和蘭中立労働組合聯合會(一九一二設立)是等多數の組合は再び地方的組合及秘書局を有し、各自嚴密なる批評を爲しつゝありて成績頗る良好なり、「テンペル」氏の明言せしが如く和蘭の如く種々多様な労働組合を有する國は曾て見ざる所たり、其要を列舉せんか次の如し、「近

所は労働者と企業家との争闘の豫防及争闘より來る結果の救済を速かならしめんにあり。而して此組合は皆最近に設立を見たるものなり。又實際の争闘を目的とする企業家組合は八個あり其中の六個は大都會にあり。他の種々なる企業家の組合あるも其任務とする處は他に存せり。又社會問題の研究を目的とする組合存せり。こは企業家聯合なる名あり。而して其組合は一七二の組合企業家よりなり、其大多數は大企業家なりとす。
 十二、労働運動の現状、諸組合の現状に關して上に述べたる所は概括的大體論にして、一九〇七年以後の和蘭に於ける各労働組合の統計を蒐集するに當りて信賴するに足らざる報告を含むが故に、其現状如何を確實に確答する事は能はざるなり。故に其支出高、收入高如何に關する一覽表の如きは信賴するに足らず——即此等の事物に關する確實なる材料を缺ぐが故に其補給基

金の現状、效果如何の事實蒐集は頗る困難也。
 十三、補給基金、補給基金制度は各労働組合に
 屬する労働者をして、其組合に對して組合を愛
 するの精神を鼓舞し、遂には其組合の存続を保
 たしむるの良策なりと見做るゝに至れり。然れ
 ども此制度が保険技術上より見て多少有效なる
 や否やに關して疑の存する所なり、其然る所以
 は大なる分岐は保険の第一要件とも云ふべき危
 險を大範圍の上に轉嫁負擔せしむるの條件を失
 ふが故なり。

立法上及金錢上の確實強固の缺乏（これは和蘭勞
 働組合にとりても同様の適用を見る事を得）は
 保険技術者をして労働組合の保険に關して熱心
 なる留心を拂はしむる事を阻害するものある事
 は組織の善良を誇る英國の労働組合に於いても
 屢見る所たり。其結果如何と云ふに此労働組合
 の損害賠償制度及救助制度は何等保険技術上の
 基礎を有せず。其良好なる場合を想像するも組

合員が労働に従事する時にのみ利益を齎し來る
 に過ぎざるなり。而して未だ曾て確實なる計算
 を爲さんが爲めに必要なる事實を蒐集せし事は
 聞かざる所なり。しかのみならず組合員の平均
 年齢、特種なる死亡率、職業別による疾病率の
 如き重要な問題を知らざる事未だ是れあらざ
 る也。補給基金制度は大多數の和蘭労働組合に
 其必要を見る所なり。只失業労働者保護法は非
 常なる進歩を見たり。而して是れと同時に一方
 に於て S.P. Center System によりて達せられたる
 共同補助制度は其事務の執行宜しきを得たと
 其記帳の精確なる故を以つて終に特別なる補給
 基金制度を有するに至れり。尙ほ一九〇九年に
 二一九二の組合の設立を見たり。而して其中の
 一四六八の分派を有する一一三の組合及七二四
 の獨立組合は其組合員の數一四五、〇〇〇に達
 せり而して其一一三の組合に關して左に論述せ
 ん。

疾病補給基金(Krankenkasse)	二四組合
失業補助保險(Versicherung gegen Arbeitslosigkeit)	一三組合
(其後其數非常に増加せしなり)	
旅費(Viafium)	一〇組合
一般保險基金(Allgemeiner Unterstützungsfond)	四組合
埋葬資金(Bestattungsfonds)	一〇組合
老年保險(Alter Versicherung)	二組合
災害保險(Untfall Versicherung)	八組合
寡婦及孤兒資金(Witwen- und Waisenfonds)	三組合
産婦資金(Wöchnerinnenfond)	一組合

是等の相互的保險は完成せりと見ること能はざ
 る也。

十四、勞銀争闘、労働財囊未だ存せざる場合

同盟罷工

年次	同盟罷工の數	同盟罷工に加はりし人數	労働者に利益の場合	不利の場合	調停	不決定	不明
一九〇一—五	110(六(10)六(四))	二,八六三	三六、二九%	三六、八二%	三六、五九%	二、二六%	七、三〇%
一九〇六	132(〇(20)〇)	二,八六六	一九、五〇%	三六、四八%	四〇、二五%	〇、六九%	三、二四%
一九〇七	120	二,八六六	一七、七五%	三六、五五%	四〇、五八%	五、〇七%	一、四四%
一九〇八	120(〇(10)〇)	五,三三〇	三三、六六%	四三、八六%	三六、六六%	一、九〇%	五、七二%
一九〇九	120(〇(10)〇)	六,三三三	二九、七五%	三六、六六%	三三、三三%	〇、九〇%	八、七五%

には先づ労働組合の任務として指を勞銀争闘の
 範圍に染めざるべからざるなり。(註一若し吾人
 にして最近十二年間に惹起せる事實を観察せん
 か其同盟罷工毎に是れに加はる人々に急激突發
 的なる増減を見るべし。(註二)然れども其同盟
 罷工の數は決して減せしものにあらざるなり。
 同盟罷工の結果如何に關しては統計は何等の秩
 序的運動を知らしめず。故に其結論を得んとす
 るは至難の事なり。然れども其事實の示す所に
 據れば同盟罷工は小企業に行はるゝものにして
 大同盟罷工は十年間未だ見ざる所たり。

一九一〇	三〇・〇(三三・〇)	四三・三	一九・七%	三・三%	三・七%	〇・八%
一九一一	三〇・〇(二九・〇)	一九・三	一九・〇%	三・九%	三・九%	—
一九一二	三〇・〇(三〇・〇)	一九・三	一九・〇%	三・九%	三・九%	—

(註一)中央統計局月報(一九〇九)(Maandschrift van het Central Bureau van de Statistiek, 27-Februar 1909.)
(註二)同月報(一九一一)(Maandschrift usw., 31-Januar 1911, id. vov, 1912, 1913.)

勞銀争闘に於いて効果を齎したる數は餘り多からず勞働者の不利益を齎したる數に至りては蓋し其數や多きを算すると云はざるべからず。依是觀是勞銀争闘の勝利に終る事頗る少しと云はざるべからず。工場閉鎖(一般解雇)に就いて見るも亦同様の結果を示すなり。

工場閉鎖

年次	勞働者の場合	企業家の場合	同調停(和解)	不明	不決定
一九〇一	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇二	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇三	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇四	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇五	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇六	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇七	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇八	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九〇九	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%
一九一〇	三二・四%	三二・〇%	三二・五%	三・五%	一・七%

團體的勞働契約の締結及其狀態の發達を右に掲げし表に従ひて明瞭に知ること能はざるなり。其數は不明なるも、そは地方に於いてのみ價值あるものにして。或又二三企業に實施を見るのみにして一定の職業には其實施を見ずと云はゞ大體妥當なる論と云ふべし。
「ロツテルダム」及「アムステルダム」に於ける埠頭企業に關して爲されたる調査には誤謬多し。一八九七年企業家勞働者を以つて組織せられたる勞働會議所は勞働關係の事實蒐集に關して重要なものなるべしと雖も、勞働者、企業家間の同盟罷工問題の調停に關しては其活動力頗る微弱なり。其然る所以は其決定に従ふべきや、

其救助を乞ふや否やは全く勞働者及企業家の自由意思に依ればなり。其是れを決定する權力は當然勞働會議所に屬すべきものなり、此國は反之せり。尙ほ其行へる業務如何と云ふに、勞銀問題、勞働契約の争闘及失業勞働者の復職の如き其主なるものなり。

一九一三年に於ける勞働會議所の擧げたる成績左の如し

勞銀引上(Lohnerhöhung)	六、四%	差、五%
勞銀引下反對(gegen Lohnminderung)	五、四%	同盟罷工に關して
其他の勞銀問題(Andere Lohnforderungen)	二、八%	
勞働契約締結其他の争闘(Den Arbeitsvertrag betreffend u. Andere Streitigkeiten)	四、三%	
勞働時間(die Arbeitsdauer)	九、八%	
勞働組合の認識を得る爲めの組合(Anerkennung der Verbände)	三、二%	
組織者の任命に關する義務執行(Die Pflicht, nur Organisierte anzu)	一、〇%	
失業勞働者の復業(Wiederverstellung von Entlassenen)	八、七%	
勞働規則(Arbeitsregelung)	一、〇%	

未定(Unbekannt) 一、六四%
勞働組合は同盟罷工の渦中に没頭せり。其初め専ら勞働規則に關する争闘なりしも今や一轉して、其争闘は勞働契約に關して行はるゝに至れり、此年間に於ける勞働争闘は數は偶然にも同一なり。

一八九六年以後に於ける組合の増減左の如し

組合の種類	一八九六年		一九一三年	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
新 教	七	四〇〇	一六	六二二
舊 教	三	三、〇〇〇	六三	三、七九
其他の宗教	二	三〇	二九	六、三四
合 計	二	四、三〇	九四	四、一九
各組合の平均組合員	—	六、三三	—	四、七五
社 會 民 主 黨	一	一四、四八	一	一四、八六
各組合の平均組合員	—	七、四三	—	七、七四
合 計	二	一九、二七	二	一九、〇三
各組合の平均組合員	—	七、〇九	—	六、七五

懺悔派中にては舊敎的組合の數及其組合員の數増加せり。されども舊敎的組合も最近十年間に驚くべき進歩を爲したる「社會民主的勞働組合聯合團」には一步を譲らざるを得ず。各組合に屬する組合員の平均數は一九〇六年——一九〇八年迄は組合數の減少によりて二一〇二より二八〇〇なるも一九〇八年より一九一三年に至る迄は六四、四三より六七、五一と成れり。亦組合數は漸次多少の増加を見たり。舊敎的組合の組合員は偶然にも前年と同一數を保てり。

勞働運動に關して重要なる地歩を占むるものは「アムステルダム」也。此地には全國の二割五分に當るべき四七、六三七人の勞働者は集中し、尙ほ此地に於ける組合につき總平均數は六四、四三なるに二四三、〇五の組合員を有せり。又同地には勞働運動の全部に大影響を及ぼすかの「勞働組合聯合團」の中心地也。故に亦同盟罷工の中心也。

同盟罷工の平均數

アムステルダム	一九〇一	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇
大都市	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
全 國	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六

「アムステルダム」に於ける同盟罷工の平均數は一九〇六年——一九一〇年に至りて、毎年三七、六を算するに「ノートルダム」に於いては其數下りて一三、六にして更に其他の都市について見んか、同盟罷工數は一年平均一回なりと云ふ。「英國に於いては勞銀引上及勞働時間の縮少に關しては常に勞働者に多大の利益を齎すなり。而かも是れを爲す爲めに何等の暴力に訴ふる事なく、或又生産及國民經濟に何等の損害を醸す事なく、或又英國の企業に大打撃を與ふることなし。然れども兩方に於ける長日月も團體運動の結果、及或利益は兩者の争闘を馳つて劇烈ならしめそれを調停、和解の運びに至るは頗る困

難なることあり」と。「チンメルマン」に依りて指示せられたる英國の如き發達は和蘭勞働組合に於いては到底見るを得ざる所のものなり。其原因如何と云ふに企業家と勞働者間に激しき紛争なきが故なり。加ふるに教育、和解の手段は尙初期にあり、而して組合の理想は地を拂つてなし。劇烈なる争闘は組合の内部に起りて一組合より他組合に轉々として變ずるものあり。これを防止せんとする事は組合にとりては難問題と云ふべきものなり。其組合を愛する精神もあらずして又此精神を肝養せんと計るも亦難事と云はざるべからず。事態の斯なればこれを救濟せん爲めには計畫的なる方法とも云ふべき規則正しき分配法を定めて、同盟罷工より生ずる大なる損害及不幸を補ふ事肝要なり。縱令永久の困難あるとせるも組合は其の如何に關せず、勞銀の引上を計り、依是勞働者階級の一般的の經濟上及文明上の向上を計らざるべからず(未完)

資本主義の社會史的研究

阿 部 秀 助

譯者は曩きに「近世資本主義と地代説」(本誌第七卷第三號)なる論文に於て、「ゾムバルト」教授の近世資本主義起源説に對する反證を提供せしが、今や、此方面の研究に對して、有名なる白耳義の史家「アンソニー・ビレン」の論文を得たるは、譯者の衷心、悦に堪へざる處なり、本論文は本年四月、倫敦に開催されし萬國史學大會の講次として最も好評を博せし。今、最近の「The American Historical Review Vol. XXV p. 441-515」によりて、其梗概を敘述すること左の如し。

吾人の目的とする處は、經濟史上の各時期に於て資本の所有者たる資本家の特性を明かにすると共に、併せて之れが起源を考究するにあり、而して、吾人の信ずる處によれば、中世の初期より現時に至る迄、經濟史の區分せらるる各時期に於ける資本家は相互に相異なる階級より輩生せり、換言すれば、或時代の資本家階級は必